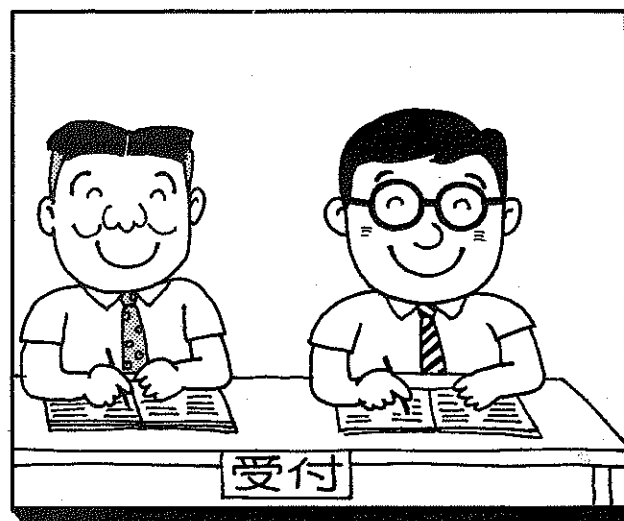


第42回衆議院議員総選挙



最初に小選挙区の
投票用紙(オレンジ)を
お渡しします

入場券
整理券
衆議院
小選挙区
投票用紙

候補者の
氏名を書いて
ください



投票はこうに

オレンジ	小選挙区選出議員 (候補者の氏名を記入)
白	比例代表選出議員 (政党などの名前を記入)
ピンク	国民審査 (やめさせたい裁判官に×印を記入)

今回の選挙は、衆議院小選挙区選出議員選挙(京都6区)、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査です。
投票所では、ここに掲載した方法で投票していただきますので、お間違えのないよう、ご注意ください。



投票箱

次に比例代表の
投票用紙(白)と
国民審査(ピンク)を
お渡しします



《比例代表》政党などの名前を書いてください《国民審査》やめさせたい裁判官には×印を、そうでない場合は何も書かないでください

平成12年6月2日に衆議院が解散されたことに伴い、「衆議院議員総選挙」が6月13日公示、6月25日に投票が行われます。

今回の選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙の制度になってから二度目の選挙です。また、最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査も同時に行われます。

私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。

投票

6月25日(日)

午前7時から
午後8時まで

開票

6月25日午後8時45分
男山中学校(体育館)

八幡市で投票のできる人は
衆議院議員選挙に本市で投票できる人は、次の条件を全て満たしている人です。
①日本国民
②平成12年3月12日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
③昭和55年6月26日以前に生まれた人

在宅障害者は郵便投票も可
在宅の身体障害者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便」による投票制度があります。この方法で投票ができるのは、八幡市の選挙人名簿に登録され、身体障害者手帳が交付されている人、次の条件を満たしている人です。
①面識もしくは体の障害の程度が、移動機能の障害が1級(特別項症)か、また2級(第2項症)まで
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級(特別項症)から3級(第3項症)まで
③前掲の①または②の障害のある人で、障害の程度が明確でないときは、京都府知事が①または②の障害と程度と認めた場合

市内の転居は投票所に注意
八幡市内で住所変更された場合は、届出日より投票所が変わります。
【今年6月1日までに届け出た場合】
新しい住所の投票所で投票してください。
【今年6月1日以降に届け出た場合】
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所の投票所で投票していただくことになります。

点字や代理の投票は係員へ
投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。
候補者の名前を自分で記入できない人は、投票の事務に従事する本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する

不在者投票は
選挙権があるのに、何らかの理由で投票当日投票できない人のために「不在者投票制度」が設けられています。
【不在者投票の申請】
投票当日の午前7時から午後8時まで、投票所に入場し、不在者投票の申請書に記入し、係員に提出してください。
【不在者投票の手続き】
不在者投票の申請をした人は、指印の病院に入院や老人ホームに入所している場合を除き、市役所2階の選挙管理委員会事務局で手続きしてください。

入場券と整理券
入場券は、投票当日の午前7時から午後8時まで、投票所に入場し、不在者投票の申請書に記入し、係員に提出してください。
整理券は、投票当日の午前7時から午後8時まで、投票所に入場し、不在者投票の申請書に記入し、係員に提出してください。

投票所に入場整理券を忘れずに
八幡市では、有権者の皆さんに「投票所入場整理券」を郵送し、投票日に投票所へ持参していただき投票する「整理券」方式を採用しています。投票日には入場券と整理券を忘れずにお持ちください。なお、入場整理券が投票日の4日前(6月21日)に届かない場合は、投票当日に投票所(係員)にその旨をお申し出ください。

最近 八幡市へ転入された方は

前住所地で投票できます

平成12年3月13日以降に八幡市へ転入された方は、本市では投票できませんが、前住所地で投票することができます。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶことになります(比例区の場合は政党名等)。前住所地の選挙区は、転入届提出後、2週間以上、住所変更(市内転居除く)をされていると今回の選挙では投票できません。該当される方は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙公報を

各家庭にお届けします

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。
この選挙公報は、投票日の2日前(6月23日)までに皆さんのご家庭にお届けします。
もしも、投票日の2日前になっても、お手元に選挙公報が届かないときは、ご面倒ですが八幡市選挙管理委員会事務局(市役所2階・電話983-1111)へご連絡ください。

八幡市内で転居し、今年6月1日以降に市役所に届出の届け出された場合、投票所欄に「旧住所地の投票所を記載」していただく必要があります。

郵便はがき

山 城 八 幡 局
料 金 後 納
郵 便

京都府八幡市

見本

選挙人 様

衆議院議員総選挙(京都6区、比例代表選挙)
投票所入場整理券

投票日 平成12年6月25日 午前7時から午後8時まで

投票所 志水公民館

投票区 1 頁 番 性別

名簿対照 京都6区 比例代表 国民審査

投票には入場整理券を忘れずに

21日(水曜日)になってもお手元に届かないときは、八幡市選挙管理委員会(市役所2階・電話983-1111)へお問い合わせください。万一、入場整理券を紛失された場合は、投票当日に投票所(係員)にその旨をお申し出ください。

海外に長期滞在をされる方にも投票の機会があります

平成12年5月1日以降に執行される国政選挙の比例代表選挙に限って、海外に滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしていただきます。この登録をすることで、事前に在外選挙人登録証の交付を受け、海外に長期滞在をされ滞在中に執行される国政選挙の比例代表選挙に投票することができます。

表選挙の投票を希望される方は、滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしていただきます。(詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。)

なお、小選挙区選挙、選挙区選挙、その他の地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。

あなたの投票所はこちらです



選挙管理委員会委員長
岡本 正

平成12年6月2日の衆議院の解散によって、第42回衆議院議員総選挙が執行されることになりました。
今回の選挙は、比例代表の定数を20人削減し180人、小選挙区300人と合わせて480人の定数で施行されます。
また、海外で活躍されている在野の選挙人の方に投票の機会を与えたり、洋上で働いておられる船員の方にファックス

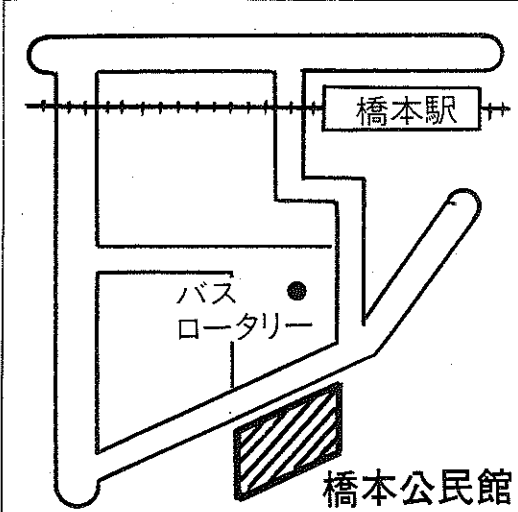
棄権せず必ず投票を

による投票を認めるなど、新しい制度下で行われる選挙であります。
平成10年に、低下する投票率に歯止めをかけるべく、投票時間を午後8時までとするなど、不在者投票時間の延長、申請手続きの緩和など、有権者の方々が投票しやすくなる環境に改善されました。しかし、残念ながら、その後実施された各選挙におきましても、必ずしも高い投票率とはいえない状況であります。
今世紀最後の国政選挙と言われており、また、今後の国政の行方にも大きく影響する選挙であります。国政の内外の情勢も一段と厳しい中で行われます重要な選挙であると思っております。
21世紀の私たちの生活がどのようなものになるのか、どうすべきなのか、一度私たちが自信が考え直す必要があると思います。
そのため日頃から政治に関心をもち、来る6月25日の衆議院議員総選挙の投票日には、全ての有権者の方が投票所へ出かけて、私たちが意見を国政に生かすべく、貴重な一票を投じられますよう切望いたします。

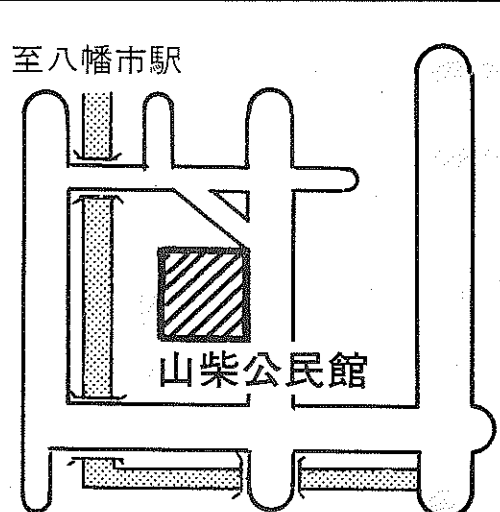
投票所設置場所一覧表

投票区	投票所（設置場所）	対象地域
1	志水公民館	一区（一部）
2	八幡小学校	二区（双葉含む）
3	山柴公民館	三区（一部）
4	橋本公民館	橋本（一部）
5	川口コミュニティセンター	川口（高瀬を除く）・八幡（番賀・小西）
6	南ヶ丘隣保館	六区
7	上区公会堂	上区
8	都々城地区センター	中区
9	都集会所	下区
10	内里公会堂	内里
11	戸津公会堂	戸津（一部）
12	美濃山グリーンタウン集会所	美濃山・欽明台・戸津（一部） 八幡（御幸谷の一部）
13	長町南集会所	八幡（長町・樋ノ口）・川口（高瀬）
14	八幡第二小学校	男山（金坂・竹園の一部）
15	男山第二中学校	男山（石城・弓岡）
16	中央センター集会所	男山（八望・泉）
17	男山第三中学校	男山（美枝・長沢・笹谷・雄雄・指月）
18	橋本小学校	橋本（一部）・西山
19	くすのき保育園	三区（一部・石清水ビューハイツ含む）
20	八幡第四小学校	男山（吉井・松里）・八幡（安邸・中ノ山・南山・備前・長谷の一部・福祿谷の一部）
21	南センター集会所	男山（香呂・竹園の一部）
22	柿ヶ谷集会所	八幡（柿ヶ谷・長谷の一部・福祿谷の一部）
23	コミュニティセンター月愛	八幡（月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水田・一ノ坪・御幸谷の一部）

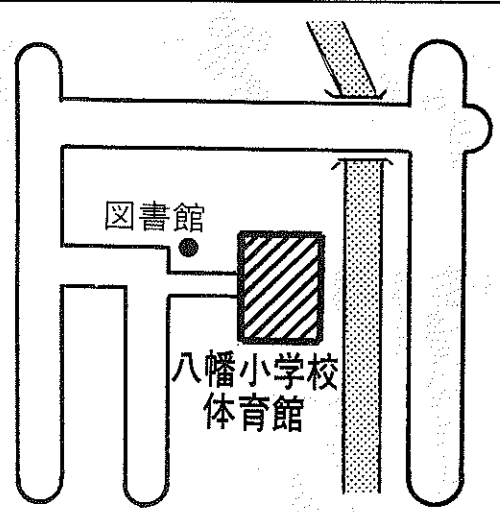
選挙に関するお問い合わせ
八幡市選挙管理委員会
市役所2階 ☎983 1111



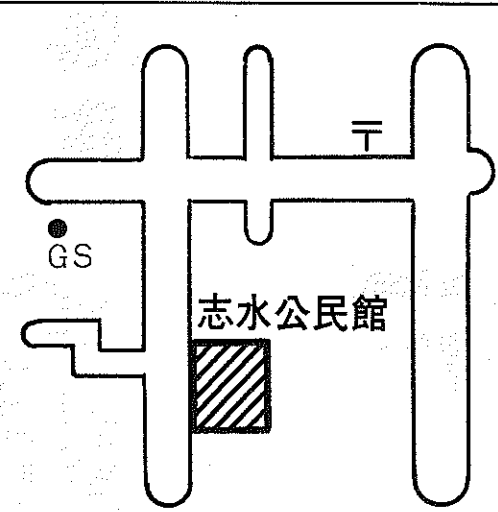
第4投票所



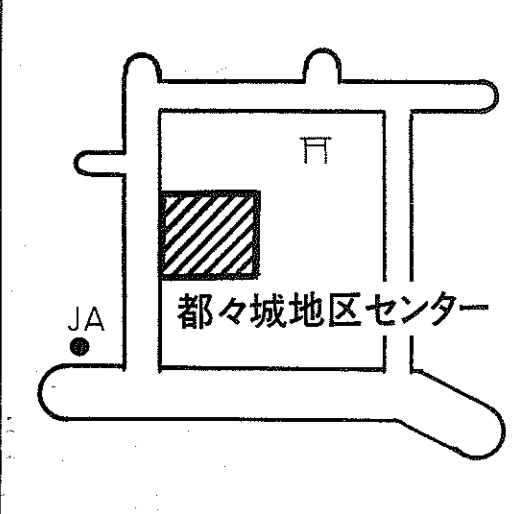
第3投票所



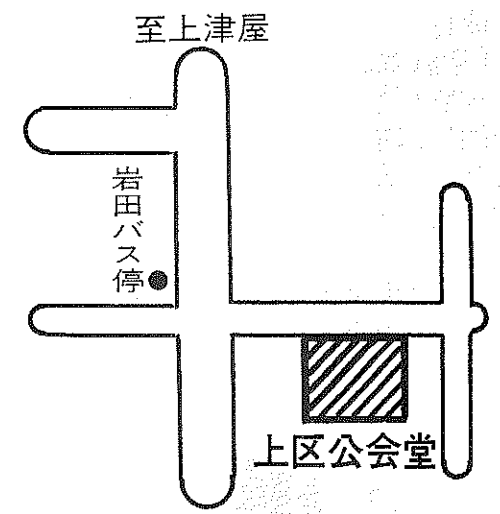
第2投票所



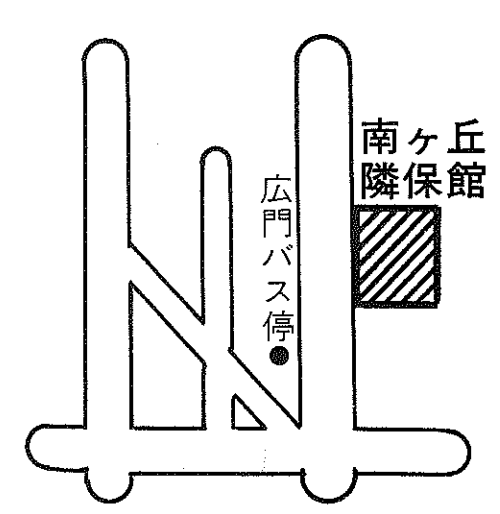
第1投票所



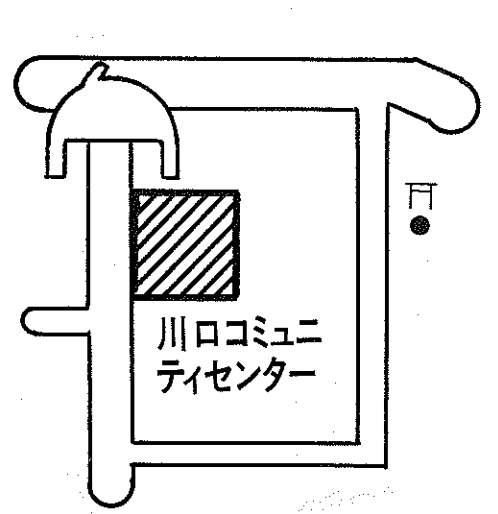
第8投票所



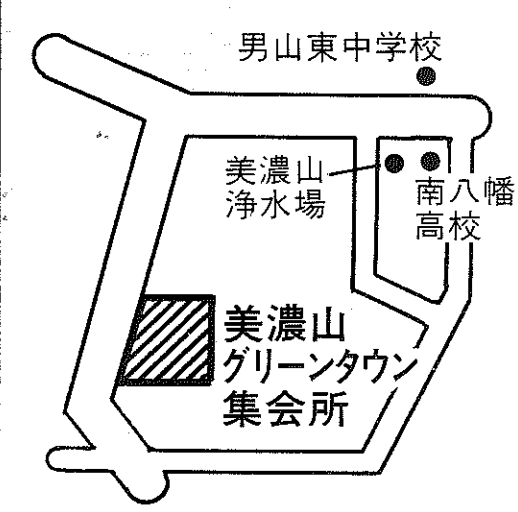
第7投票所



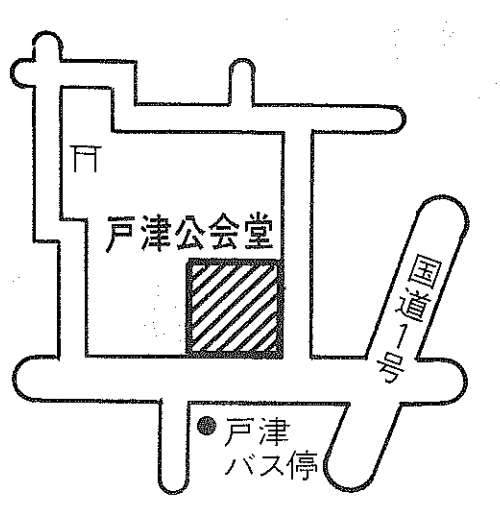
第6投票所



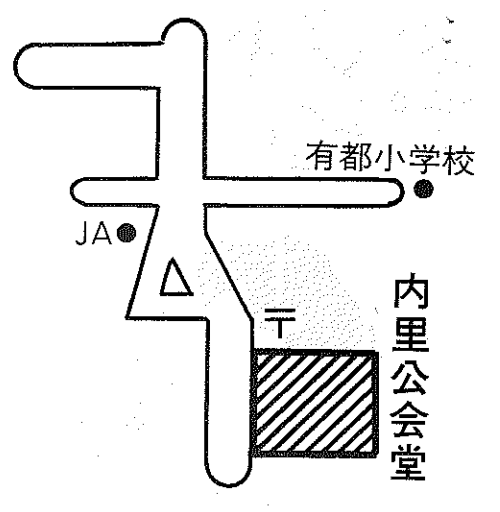
第5投票所



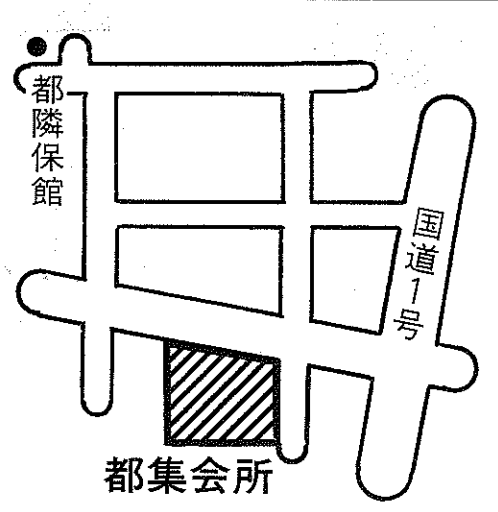
第12投票所



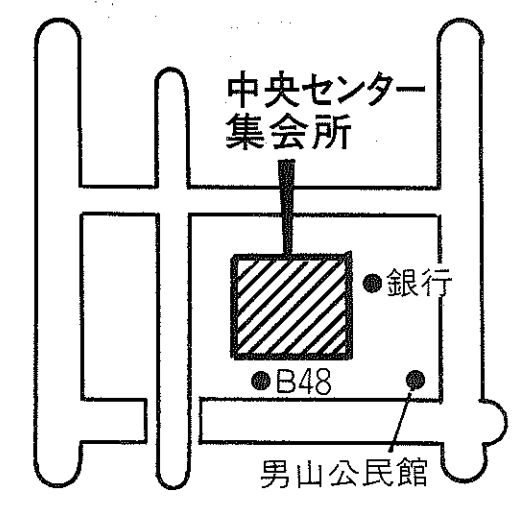
第11投票所



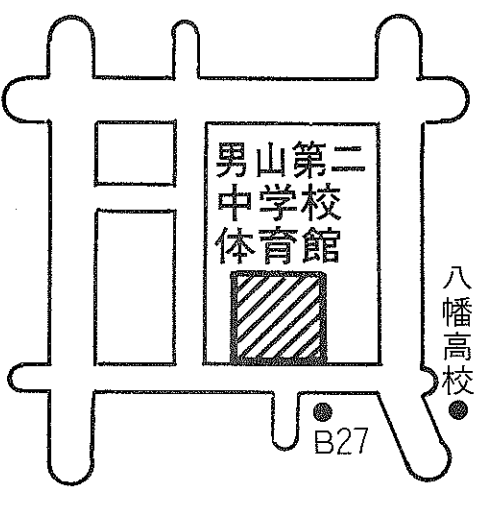
第10投票所



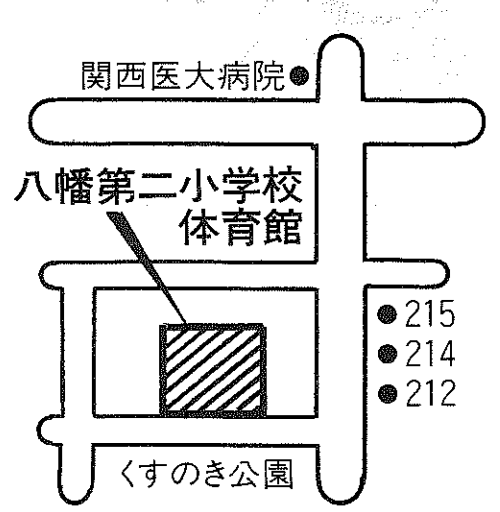
第9投票所



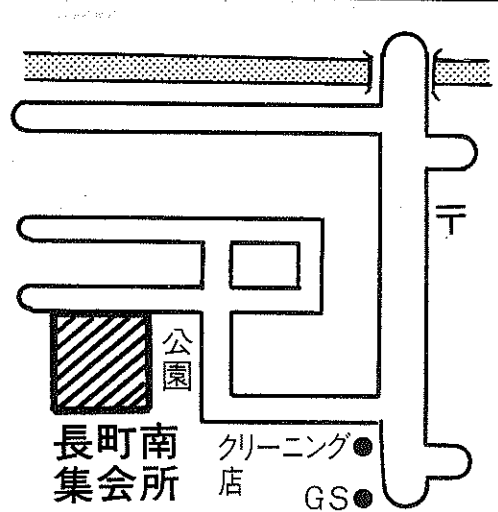
第16投票所



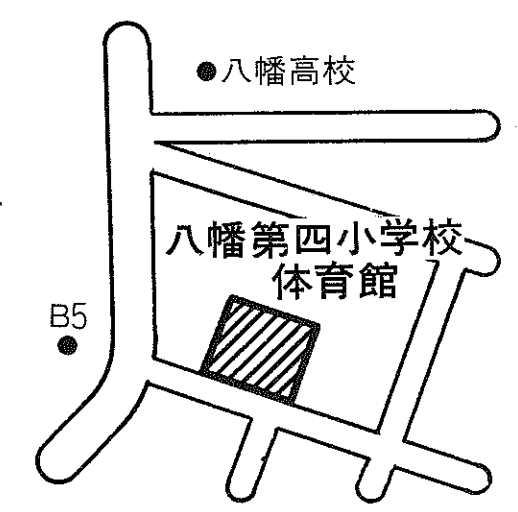
第15投票所



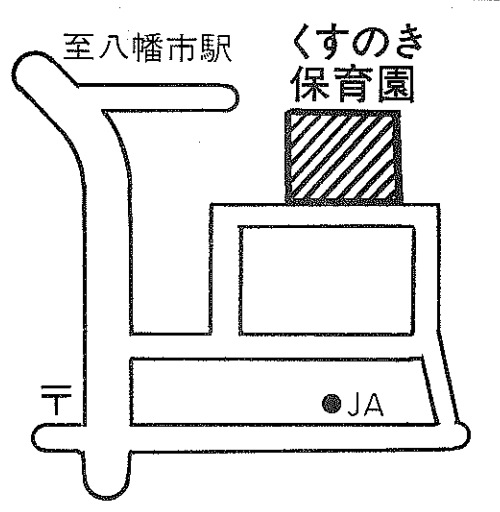
第14投票所



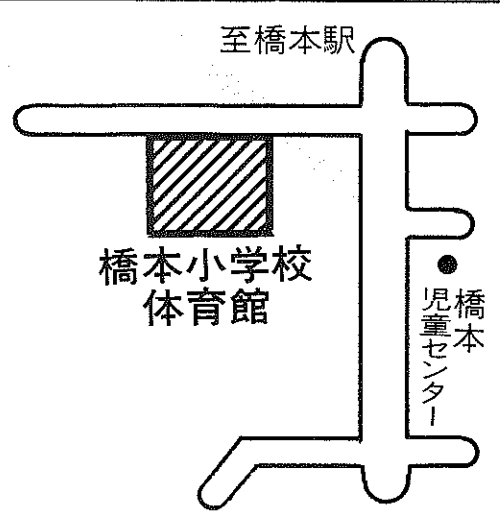
第13投票所



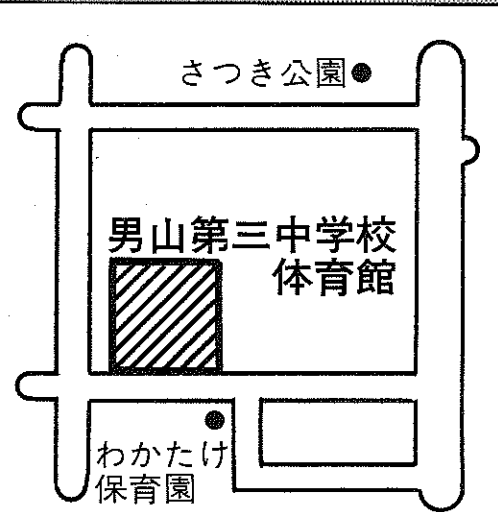
第20投票所



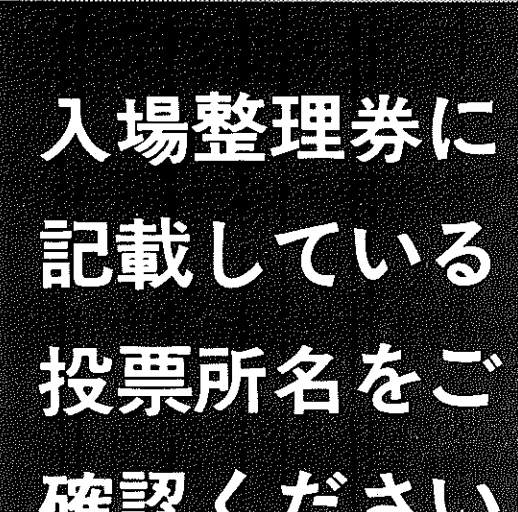
第19投票所



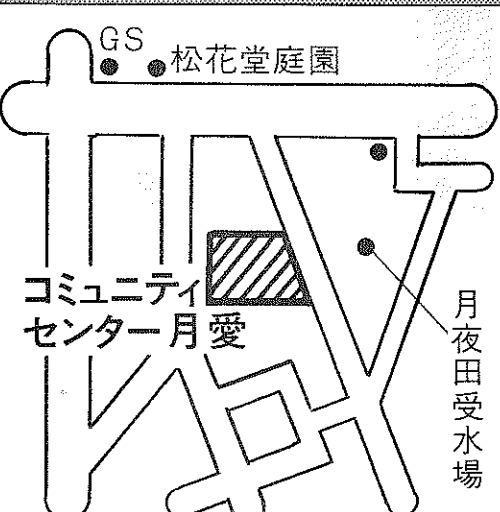
第18投票所



第17投票所



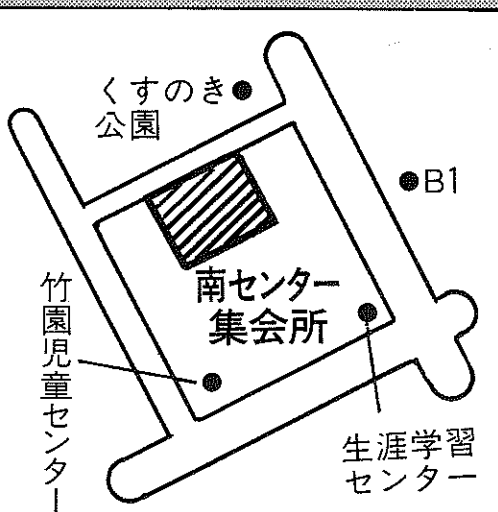
第23投票所



第22投票所



第21投票所



第21投票所

入場整理券に記載している投票所名をご確認ください